

令和２年度 契約審査専門部会 審議結果報告

1 審議の回数

- (1) 個別契約の入札方法等の審議 3回（工事2，物品1）
 (2) 工事の入札及び契約に係る再苦情の処理 なし
 (3) WTO政府調達協定に係る苦情の処理 なし

2 個別契約の入札方法等の審議状況

(1) 第1回（10月30日開催）

令和元年度に締結した契約のうち、契約金額3,000万円以上の物品等の調達契約から、委員が抽出した案件を審議

件名	契約方式（随契根拠）	契約金額
介護認定及び給付に係る業務委託	随意契約（地令167条の2第1項第2号）	1,870,372,900円
京都市京セラ美術館（京都市美術館）及び京都市美術館別館運営サービス業務委託	随意契約（地令167条の2第1項第2号）	409,268,349円
クレジットIC化対応業務委託（係員定期券発行機）	随意契約（特例11条第1項第2号）	147,840,000円
漏水調査（管路音圧監視システム）作業	一般競争入札	44,616,000円

注 地令＝地方自治法施行令，特例＝地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下同じ）

(2) 第2回（1月28日開催）

令和元年度下半期に締結した契約のうち、契約金額が2,000万円以上の工事請負等の調達契約から、委員が抽出した案件を審議

件名	契約方式（随契根拠）	契約金額
京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、破砕機施設解体撤去工事	随意契約（地令167条の2第1項第8号）	150,678,000円
（総合評価）西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場改修（その1）工事（2件一括）	一般競争入札	954,800,000円
高速鉄道東西線信号電源設備更新工事その3（蹴上駅，烏丸御池駅及び醍醐車庫）	随意契約（公令21条の14第1項第8号）	491,700,000円
京都市上下水道局南部拠点整備事業	一般競争入札	18,171,938,290円

注 公令＝地方公営企業法施行令

(3) 第3回（3月22日開催）

令和2年度上半期に締結した契約のうち、契約金額が2,000万円以上の工事請負等の調達契約から、委員が抽出した案件を審議

件名	契約方式（随契根拠）	契約金額
京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託 ただし、設計意図伝達業務委託	随意契約（地令167条の2第1項第6号）	174,064,440円
世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託	随意契約（地令167条の2第1項第2号）	104,280,000円
高速鉄道烏丸線レール交換工事	一般競争入札	33,044,000円
配水管布設及び布設替工事	一般競争入札	504,303,800円

(4) 審議結果

ア 介護認定及び給付に係る業務委託（第1回）

「次回の受託者選定時に、以下の3点を検討すること」を指摘された。

- (ア) 一定基準以下では契約しないという評価点の最低制限基準の設定
- (イ) 評価基準の内容と配点の精査
 - a 競争性確保の観点から、受託実績の配点に工夫
 - b 企業の経営評価を評価項目に追加
 - c 労働条件について外部有識者から意見聴取
- (ウ) 企画提案を評価する際の外部有識者からの意見聴取

イ 京都市京セラ美術館（京都市美術館）及び京都市美術館別館運営サービス業務委託（第1回）

「次回の受託者選定時には、評価項目の設定と配点について検討すること」を指摘された。

ウ 京都市南部クリーンセンター整備工事 ただし、破碎機施設解体撤去工事（第2回）

「積算方法等に見直すべき点があれば、次回の発注に活かすこと」を指摘された。

エ 上記以外の案件

契約方法について特に問題があったとは認められず、適切な契約方法であったことが確認された。

参考 随意契約の根拠法令（概要）

地方自治法施行令

- 地令 167 条の 2 第 1 項第 2 号 性質又は目的が競争入札に適しないとき
- 地令 167 条の 2 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき
- 地令 167 条の 2 第 1 項第 8 号 競争入札に付し入札者もしくは落札者がいないもの

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

- 第 11 条第 1 項第 2 号 既調達の手相手方以外から調達する場合、著しい支障が生ずるおそれがあるとき

地方公営企業法施行令

- 公令 21 条の 14 第 1 項第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき等